

改正

平成29年4月1日

令和5年6月30日

令和6年4月1日

令和7年4月1日

学校法人札幌大学入学金優遇措置に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人札幌大学が設置する学校（以下「本学という。」）に本学関係者が入学するときの入学金の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この規程における本学関係者とは、次のとおりとする。

- (1) 本学教職員の二親等直系卑属
- (2) 本学卒業生の二親等直系卑属
- (3) 本学在学生の父母・兄弟・姉妹

(入学金の取扱い)

第3条 この規程の適用を受けた本学関係者に係る入学金は、全額免除とする。

2 本学関係者が修学支援新制度に採用された場合は、採用となる区分額との差額を免除とする。

(適用)

第4条 本学卒業生及び教職員が死亡等により戸籍から抹消（除籍）された場合であっても、本学を卒業又は本学に在職していたことを証明することができ、二親等直系卑属であることを立証できたときは、この規程を適用することができる。

2 本学の他の規程や制度等に基づき学費等の減免を受ける場合は、この規程は適用しない。

3 本学卒業生、在学生及び教職員が刑事処分又は懲戒処分を受けている場合は、この規程は適用しない。

(申請手続)

第5条 この規程の適用を受けようとする者は、入学金免除返還申請書（別紙様式）に次に掲げる書類を添付のうえ、理事長に申請するものとする。

- (1) 合格通知書の写し
- (2) 本学を卒業した者の卒業証明書（在学生、教職員は不要）
- (3) 住民票等（第2条に規定する関係にあることが証明できるもの）
- (4) 入学金納付領収書

2 入学金免除の申請期限は、本学関係者が入学した年度の春学期授業終了日までとする。

(免除額の取扱い)

第6条 本学を本務とする教職員がこの規程の適用を受けた場合、この入学金免除による経済的利益は、当該職員の所得として税法上の取扱いをする。

(所管)

第7条 この規程に関する事務の所管は、学務部学生課とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学者から適用する。

附 則（平成29年4月1日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日）

(施行期日)

1 この規程は、令和5年6月30日から施行する。

(特例措置)

2 本規程に規定する「卒業した者」には、札幌大学女子短期大学部を卒業した者を含む。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式（略）